

## 第1回 建設業社会保険推進連絡協議会（概要）

### 1. 開催日時等

平成29年5月8日（月）15：00～16：15

於 都道府県会館 1階101大会議室

### 2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、建設業者団体68団体、その他関係団体7団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、日本年金機構、国土交通省土地・建設産業局 等

### 3. 議事概要

#### （1）建設業社会保険推進連絡協議会規約（案）について【資料1】

- 5カ年の未加入対策の取組の計画期間が経過したことを受け、協議会の名称を「建設業社会保険推進連絡協議会」に変更し、会長及び副会長については継続することを事務局より諮り、承認された。

#### （2）これまでの社会保険未加入対策の取組状況【資料2】

- 社会保険の加入や標準見積書の活用の状況についての最新のデータ等及び社会保険未加入対策に係る専門工事業団体のご意見等を事務局より報告した。

#### （3）平成29年度の取組方針について【資料3】

- 平成29年度の取組方針として、以下①～⑤について事務局より説明した。
  - ①地方公共団体発注工事における対策
  - ②民間発注工事における対策
  - ③社会保険未加入企業への対策の強化
  - ④地域における優良な取組の推進
  - ⑤周知・啓発等の充実

出席者から以下の発言があった。

（取組の進め方）

- 社会保険加入対策は処遇改善、人材確保等を図る上で不可欠であるが、対策を進めるにあたっては現場で無用な混乱が生じないようにすることが必要であり、加入状況、一人親方の状況や民間工事での法定福利費の確保状況についてしっかりと把握をして、効果的な対策を検討する必要がある。

- 地方公共団体が懸念する業者の廃業や地域の雇用問題についても実態把握の上、丁寧な説明を行い、必要な対策を講じて彼らの不安を払拭すべき。
- 地域の中小元請業者も、受注産業という弱い立場にある中、元請責任のもとペナルティを元請に課し、対策を進めるためには、民間工事も含め、社会保険への加入原資が確保されるなどの環境整備が先である。実態把握することなく力技に頼ることはやめて、講じる対策の順番を整理してほしい。
- 厚生労働省と国土交通省で合同の立入検査を行うなど、社会保険に加入した人が損をしないよう、取組を緩めることなく行ってほしい。

#### (法定福利費の確保)

- 標準約款の改正に踏み込んだ点は評価できる。今後、数年間は実態調査を行い、法定福利費がどうなっているか引き続き把握してほしい。
- 時期によって仕事量に波があるため、仕事がない時期は社会保険料の負担に耐えられず、加入してもやめざるを得ない企業もでてきている。こうした課題を解決するため、ワーキングを開催するなどして、制度的な対応について厚生労働省とも議論させていただきたい。
- 「応援」と呼ばれる働き方についても議論を行い、法定福利費が確保される仕組み作りを検討すべき。
- 専門工事業者では職人を直用して社会保険への加入を進めている。公共工事のみならず、民間工事についても下請企業に法定福利費がしっかり支払われるよう、契約書にも明記して、ある程度強制力を持たせるよう早急に対策を進めてもらいたい。

#### (一人親方等の問題)

- アルバイトや一人親方の加入についての誤った理解や、偽装請負の問題などについて、団体にも相談が多く寄せられている。
- 今後は特に、一人親方(偽装請負)の問題を重点的に取り上げていただき、労働者と同じように働いている一人親方が、労働者として社会保険に加入できるようにしてほしい。

#### (その他)

- 受注産業で弱い立場を更に強調するような「下請指導ガイドライン」という名称について、下請を指導するという曖昧なものではなく、契約内容を明らかにし、責任の範囲を明確にすれば良いことで、例えば、「適正取引ガイドライン」などに変更することを検討してほしい。

以上